

国際協力部の役割と課題

法務総合研究所国際協力部

部長 森 永 太 郎

1. はじめに

私事から始めるのはどうも恐縮なのですが、私は昨年10月、国際協力部（ICD）の部長に就任いたしましたので、ご挨拶かたがた、このICDNEWSの紙面を借りて若干の自己紹介をさせていただきます。私は、1994年に検事に任官した後、2003年にICDの教官となり、2004年5月から2007年3月まで国際協力機構（JICA）の長期派遣専門家としてベトナム・ハノイの法整備支援プロジェクト事務所で勤務いたしました。帰国してからは一旦検察の現場に戻りましたが、2009年4月から再び4年間にわたってICDに配属され、その後、佐賀地方検察庁次席検事を2年間、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）次長を3年半の間務め、昨年10月にICDがUNAFEIとともに新設されました東京都昭島市の国際法務総合センターに入居するのと同じタイミングでICD部長の職に就きました。今年3月末で任官後24年になりますが、その半分の通算12年間は国際分野での仕事に従事していたことになります。

2. ICDの役割

この間、日本の法整備支援活動が質・量ともに拡大してきたことは皆さまご承知の通りです。これにともない、仕事の内容もずいぶん変化してきました。対象国が増えてきたということもありますが、求められる支援の内容も次第に複雑化している上、20数年に及ぶ活動の結果、日本による法整備支援が徐々に国内外に知られるようになり、各方面からの期待が大きくなってきていることも拡大と変化の要因になっていると思われます。しかし、これまでの日本の法整備支援活動が順風満帆で、右肩上がりでの拡大成長してきたかという点、必ずしもそうではありません。元々、法整備支援という仕事は、他国の主権にかかわる部分があり、政治的、あるいは外交的な影響も少なからず受け、また、何よりも他国が相手ですので、我々にとって未知の事柄が多く、彼我の社会的・文化的あるいは歴史的な背景の違いなどから思わぬ行き違いや誤解が生じやすい分野でもあります。そのため、日本の法整備支援も当初はまさに手探りの状態で始まり、現在でもなお試行錯誤の繰り返しであると言っていいでしょう。

それでも、こちらへぶつかり、あちらで転んだりしながら、日本の法整備支援は徐々にそのスタイルを作り上げていっているように思います。「相手国の自主性・主体性の尊重」、「寄り添い型の支援」、「中長期的な視点に立っての支援」、「人材育成の重視」などが日本の法整備支援の特徴であるといわれ、そのことは日本側のみならず、相手国側、

あるいは他ドナーにも認識されているようですが、このスタイルは、初めから企図されていたものではなく、手探りで活動を行う中、自ら失敗を重ね、あるいは他ドナーの失敗例・成功例を見ながら徐々に形作られていったものなのです。

そのような中で、ICDはどのような役割を果たしてきたでしょうか。ICDは、増大する法整備支援の需要に対応し、法務省の行う法整備支援活動の中心的な役割を担うべく設立され、実際そのような役割を果たしてきました。具体的にはJICAからの依頼や委託を受け、あるいは自らのイニシアティブにより、国内外における研修やセミナーを企画・実施したり、国内アドバイザーグループのメンバーとして活動したりしてきました。また、JICAが実施する対象国での法整備支援プロジェクトの企画にも関わり、2003年ころからは、JICAが対象国へ派遣する長期専門家のいわば官側のプールとしての機能も担っています。さらに、法整備支援は、JICAと法務省だけで行うことが可能なものではなく、裁判所や他省庁、日本弁護士連合会や大学・大学院、さらには国際民商事法センター等のNGOなどとの連携・協力が不可欠ですので、これらの国内リソースを取りまとめるのも大切な仕事となっています。そして法整備支援にかかわっている様々な機関・団体・個人間の情報共有と相互連携の促進のため、毎年JICAとともに「法整備支援連絡会」という会議を開催していることもご承知の通りです。また、このICDNEWSというICDの機関誌は、法整備支援にかかわっている多くの方々のご協力を得て、単なるICDの活動報告という域を超えて、法整備支援に関する貴重な情報源となっていると自負しております。

このように、ICDは日々多種多様な業務をこなしているわけで、これに伴うICD教官らの仕事もなかなか忙しいものです。教官らは、いずれもしかるべき実務経験を有する検事（裁判官からの転官者もいます）か法務教官ですが、従来従事していた検察・裁判・法務行政の仕事に比べると、自らの法律知識や技術を活かさなければならない点では同じですが、はるかに守備範囲の広い仕事を任されるわけで、私なぞも初めてICDの教官になった時にはその仕事の多さといいますか、多様さに面食らったものです。「それは私の専門外です」とか、「そのような仕事をした経験がないもので・・・」などという呑気なことは言っていないのです。教官は、法整備支援活動の企画立案者、研修やセミナーの企画者兼講師、対象国が作る法案や人材育成用の教材のコメンテーター、各種会議のオーガナイザーなどを務めるばかりでなく、対象国との各種協議や折衝、他ドナーとの情報交換や協議なども行わなければなりませんし、その合間に対象国の法制度や法律実務の分析や事案によっては現地調査なども行う必要があります。そして、そのような経験を積み重ね、全員ではありませんが、JICAの長期専門家として対象国に派遣されることになるのです。

3. 課題

ICDの仕事が日本の法整備支援の拡大・深化とともに増大し、複雑化していることはすでに述べた通りで、ICDが今後より効果的な法整備支援活動を継続していくに

は、このような多種多様な仕事をこなしていける教官の存在が不可欠であることは言うまでもありません。現在のICD教官らはいずれも情熱をもって真摯に業務に取り組んでくれていますが、ICDの仕事は、各教官の従来業務ではほとんど要求されなかったであろう、外国の法制度や実務、あるいは文化や社会、歴史に関するある程度の知識のみならず、ひるがえって我が国についてもその法制度や実務の歴史について掘り下げた知識が必要になってきます。そのため、各教官は日々の多忙な業務をこなしながらも、かなりの勉強をしなければなりません。むしろ、その道の大家にならなければならない、などということではありませんが、法整備支援という、他国の法制度や法律実務を取り扱う業務ですから、どうしてもこのような知識がないと、実質的な内容に踏み込んだ効果的な支援はできなくなってしまうのです。具体的な例を挙げますと、本邦研修（対象国の方々に日本に来てもらって受けてもらう研修のことです）の際、ICD教官は、自ら講師を務めるのみならず、日本のベテランの実務家や大学の教授などの講義の場に立ち会うことも多いわけですが、対象国からの研修参加者からは、日本ではほとんどなじみのない制度や法概念、あるいは専門用語（通訳の方がいても手に負えないやつです）を交えた質問や意見が出されることが往々にしてあります。「日本の軍法会議のシステムはどうなっているか？」とか、「今の講師の話は *cognizable offense* についてであると思うが *non-cognizable offense* の場合にはどうなるのか？」（何のことだかおわかりになりますか？これをご存知なのはかなりのベテランの方ですな）などというものです。逆もしかりで、日本の制度について講師が小一時間も説明した後、研修参加者が全員不思議そうな顔をして「今のは何の話だ？」という場面もよくあります。ICD教官が自らの講義でこのようなことで時間を無駄にするようではいけないわけで、また、外部の講師の方が対象国の制度・実務をご存じない場合には、講師と研修参加者の間に立って、いわば通訳の役割を果たさなければならないわけです。要は講師と研修参加者の双方が、どのような発想で、あるいはどのような制度や実務を前提にして話に臨んでおり、どこにすれ違いが生じているかを察する能力が必要なのであって、そのためには教官自身の自己研鑽が重要であることは言うまでもありません。

しかし、私自身も経験がありますが、ただでさえ忙しい教官にとっては自己研鑽、独学と言っても容易なことではありません。対象国が増え、支援内容が高度化している中ではなおさらです。やはりある程度、いま述べたような知識を、特に初任の教官らが身に着けることのできる体制をICD内に構築しなければならないのではないかと考えています。ICDでは、毎年、法務・検察で法整備支援に興味のある職員に向けたごくごく初歩的な研修を実施していますが、これに加え、ICD内部での初任教官向けの研修のようなものを実施すべきかな、と考えており、これが私にとっての当面の課題事項となりそうです。そのためにはいずれ、ICDのOBの皆様や、日ごろからお世話になっております大学等の研究者の皆様などにもお力をお貸しいただかなければならないかもしれません。その節には何とぞよろしくお願い申し上げます。もちろんICDにはほかにもいろいろ課題がありますが、まずはこの点に取り組み、ICDの *institutional*

capacity の向上に努めたいと思います。